

議案第51号

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、宿泊費の額については別表のとおりとする。

第4条ただし書中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

都道府県	支給額又は上限額
埼玉、東京、京都	27,000円
福岡	25,000円
千葉	24,000円
神奈川、新潟	22,000円
香川	21,000円
熊本	20,000円
北海道、岐阜、大阪、広島	18,000円
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	17,000円
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、	15,000円

高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	14,000 円
岩手、石川、静岡、三重、島根	13,000 円
福島、鳥取、山口	11,000 円

備考

- 1 13,000 円以下の地域に出張する場合、表に規定する金額を定額で支給する。
- 2 13,000 円を超える地域に出張する場合、13,000 円を定額で支給する。ただし、宿泊に要した額が支給額を上回る場合、表に規定する額を上限として実費を支給するものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。